

資料



## 浜中町防災会議条例

昭和37年12月23日

条例第18号

改正 昭和52年 9月29日 条例第24号  
平成元年12月21日 条例第23号  
平成12年 2月28日 条例第 2号  
平成14年 3月19日 条例第10号  
平成24年12月12日 条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基き、浜中町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 浜中町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて浜中町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指命する者
  - (5) 浜中町教育長
  - (6) 浜中消防団長
  - (7) 釧路東部消防組合消防長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第8号及び第9号の委員の定数はそれぞれ3人、3人、2人、1人、3人及び1人とする。
- 7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共団体機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年9月29日条例第24号)

この条例は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則 (平成元年12月21日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年2月28日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月19日条例第10号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月12日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 浜中町災害対策本部条例

昭和37年12月23日

条例第19号

改正 平成24年12月12日 条例第28号

## (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、浜中町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を統括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

## (部)

第3条 災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属するべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

## (雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則（平成24年12月12日 条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 浜中町防災行政用無線局管理運用規程

平成 7 年 3 月 28 日

規程第 1 号

改正 平成 9 年 6 月 30 日規程第 12 号

平成 27 年 12 月 30 日訓令第 27 号

(目的)

第 1 条 この規程は、地域防災計画に基づく災害対策に係る行政事務等に関し、電波法（昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。）及び関係法令に定めるもののほか、浜中町防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の適正かつ効率的な運用を図るために、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 無線局 電波法第 2 条第 5 号に規定する無線設備及び無線設備の操作を行うものの総体をいう。
- (2) 同報親局 特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 屋外子局 同報親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 無線従事者 電波法第 2 条第 6 号に規定する無線設備の操作を行う者で、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(設置場所)

第 3 条 無線局の設置場所は、次のとおりとする。

浜中町霧多布東 4 条 1 丁目 35 番地 浜中町役場庁舎内

(無線局の総括管理者)

第 4 条 無線局に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線局の管理、運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、町長とする。

(無線局の管理責任者)

第 5 条 無線局に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、総務課長の職にあるものをあてる。

(通信取扱責任者)

第 6 条 無線局に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け無線局の管理、運用の業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は、無線従事者の資格を有する職員の中から管理責任者が指名する。

(無線従事者の配置、養成)

第7条 総括管理者は、無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年5月1日現在における無線従事者名簿（別表1）を作成するものとする。

（無線従事者の任務）

第8条 無線従事者は、無線設備の操作を行うとともに、必要に応じ、無線業務日誌に記載を行う。

（通信取扱者）

第9条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに、電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

（備え付け書類の管理）

第10条 管理責任者は、電波法令等関係法令に基づき、業務書類を管理保管する。

2 管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 無線局業務日誌を記入した場合は、管理責任者の査閲を受けるものとする。

4 管理責任者は、無線従事者選解任届けの写しを整理保管しておくものとする。

（提出書類）

第11条 総括管理者は、無線従事者を選任又は解任したときは、遅滞なく北海道総合通信局長に届け出をするものとする。

（無線局の運用）

第12条 無線局の運用方法は、別に定める運用細則によるものとする。

（無線設備の保守点検）

第13条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検をおこなう。

（1）週点検

（2）四半期点検

（3）年点検（年1回以上） 専門業者に委託

2 前項の点検の結果は、点検記録簿（別表2～別表6）に記録しておく。

3 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

（1）週点検 通信取扱責任者

（2）四半期点検 管理責任者

（3）年点検 総括管理者

4 予備装置及び予備電源は、年4回以上使用し、機能を確保しておく。

5 点検の結果異常を発見した時は、直ちに責任者報告し、措置をするとともに保守契約をしている業者等に連絡し、障害の除去に努める。

（通信訓練）

第14条 総括管理者は、非常災害発生に備え通信機能の確認及び運用の習熟を図るため、次による定期的な通信訓練を行うものとする。

（1）総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回以上

（2）定期通信訓練 四半期ごと

2 訓練は、通信統制訓練、住民への警報等伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第15条 総括管理者は、毎年1回以上通信取扱者等に対して、電波法令、運用方法及び無線機の取扱要領等について研修を行うものとする。

(通信系統)

第16条 通信系統は、別図のとおりとする。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

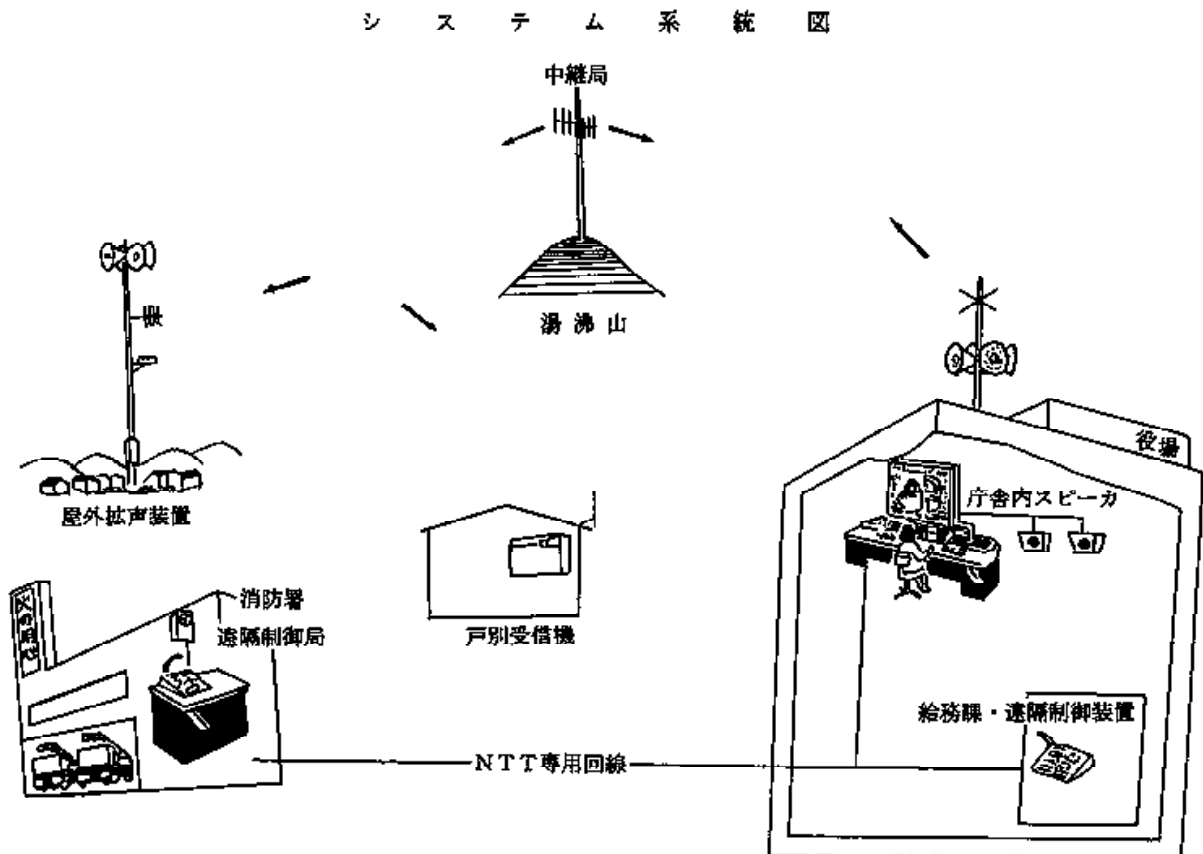
附 則 (平成9年6月30日規程第12号)

この規程は、平成9年6月30日から施行する。

附 則 (平成27年12月30日訓令第27号)

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

別図





別表 1

局名（呼出名称）

無線従事者名簿

年 月 日現在

所 属	氏 名	免許証の番号	選 任 年 月 日	備 考

別表2

## 無線局週点検記録簿

(同報親局)

局名 (呼出名称)	点検者氏名		通信取扱責任者
	年 月 日	天 候	
点検年月日	点 検 項 目		点 検 結 果
無線設備	電源電圧 V	電源電流 A	
	電源ランプ	点灯 消灯	
	無線機器動作状態		
	A C 電源断の場合の予備電源の動作		
操作卓	選択呼出し(緊急一括、一括、群別、個別)の動作		
	送信ボタンを押した場合の送出状態		
	電波発射終了後の空線状態		
	チャイム、マイクロホン、テープ(レコード)等の入力レベルの調整		
	音声レベル、信号レベルのVUメータによる監視		
	A C 電源断の場合の蓄電池による危機の動作		
附属装置			
備考			

別表3

無線局週点検記録簿  
(基地局・移動局)

局名 (呼出名称)	点検者氏名		通信取扱責任者印
	年 月 日	天 候	
点検年月日	年 月 日	天 候	
設備の区分	点 検 項 目		
予備電源装置	電池電圧の確認及び電源切替試験		
遠隔制御装置	動作試験	送受信切替え	
		選択動作	
		音量調整	
		スケルチ調整	
備考	均等補充充電の実施状況		

別表4

無線局四半期点検記録簿

(遠隔制御装置・屋外子局)

遠隔制御装置設置場所		屋外子局番号			管理責任者	
		No. ~ No.				
点検年月日	年 月 日	天 候		点検者氏名		
設備の区分	点 検 項 目				点 検 結 果	
予備電源装置	電池電圧の確認		V			
	電源切換試験					
非常灯	室 室 室 室					
空中線系						
屋外子局設備	総合動作試験	子局No.	結 果	子局No.	結 果	
遠隔制御装置	総合動作試験	良		否		
備 考	均等補充充電の実施状況					

別表5

無線局四半期点検記録簿

(設備関係)

点検(測定)年月日 年 月 日

測定者氏名

測定器名				総括責任者
				管理責任者
局名(呼出名称)				
現用・予備の別				
点検項目		点検結果		
製造番号				
電波の形式及び周波数(MHz)				
空中線電力(W)				
測定値	周波数偏差(±Hz)			
	電源電圧(V)			
	空中線電力(W)			
	スプリアス(2n, 3n $\frac{n}{2}$ , $\frac{n-1}{n+1}$ )			
	S/N(中継系を含む。)			
T V I ・ F M I				
動作試験	予備装置			
	予備電源			
総合テスト				
備考	均等補充充電の実施			

別表6

無線局年点検記録簿  
(業務関係)

点検年月日		局名 (呼出名称)	
点検者氏名		責任者印	
呼出名称			
点検項目		点検結果	
通信取扱者に対する研修又は指導監督の有無			
選任している無線従事者数の適否			
管理責任部署に配置されている無線従事者数の適否			
無線従事者選(解)任届の提出の有無			
免許状の備付けの有無及び指示方法の適否			
定期通信訓練実施の有無			
無線設備の耐震対策の確認			
備考			

## 浜中町防災行政用無線局運用細則

平成 7 年 4 月 1 日  
実施

改正 平成 9 年 2 月 4 日

平成 19 年 3 月 30 日 訓令第 14 号

平成 20 年 3 月 25 日 訓令第 18 号

平成 27 年 12 月 30 日 訓令第 28 号

(目的)

第 1 条 この細則は、浜中町防災行政用無線局管理運用規程（以下「規程」という。）第 12 条に基づき、防災行政用無線局（固定系）の運用を円滑に行うため、必要事項を定める事を目的とする。

(通信の種類)

第 2 条 通信の種類は、平常通信及び緊急通信とする。

(通信事項)

第 3 条 通信事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地震、台風、高潮、津波等の予・警報の伝達等防災行政に関すること。
- (2) 地方自治法第 2 条第 3 項に定める事項

(通信時間)

第 4 条 通信時間は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 平常通信は、定時及び臨時とし、通信時間は別に定める。
- (2) 緊急通信は、地震、台風、高潮、津波等その他緊急事態が発生したとき又は、予測される時に行うものとする。

(通信の依頼)

第 5 条 通信の依頼をする場合の手続きは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 各所属長は、所管する事務で住民に周知する必要があるものについては、防災行政無線通信依頼書（第 1 号様式）により通信を希望する日の 3 日前までに管理責任者に提出しなければならない。
- (2) 緊急を要する場合は、口頭により依頼することができる。
- (3) 管理責任者は、提出された通信依頼書の内容を検討し、通信の可否を決定するものとする。否決したときは、その旨を通信依頼者に通知するものとする。

(通信の制限)

第 6 条 管理責任者は、災害発生その他特に理由があるときは、通信を制限することができる。

(通信の記録)

第 7 条 通信取扱責任者は、通信をおこなった時は、無線業務日誌に必要事項を記載するものとする。

(通信の方法)

第8条 通信の方法は、次による。

- (1) 一斉呼出 固定系子局全部に一斉呼出しのものをいう。
- (2) 地区呼出 グループ毎の地区別に呼出のものをいう。
- (3) 個別呼出 2以上の個別局に対する呼出しのものを言う。

(例)

平常時「こちらは、防災浜中（1～2回）・・・通信内容・・・・・・

・・・・以上で終わります。 こちらは防災浜中（1回）

災害時「こちらは、防災浜中（1～2回）・・・通信内容・・・・・・

・・・・以上で終わります。 こちらは防災浜中（1回）

附 則

この細則は、平成7年4月1日から実施する。

附 則（平成9年2月4日）

この細則は、平成9年2月4日から実施する。

附 則（平成19年3月30日訓令第14号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日訓令第18号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月30日訓令第28号）

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。



## 資料4 浜中町防災行政用無線局運用細則

第1号様式

## 浜中町防災行政無線通信依頼書

依頼年月日					運用担当		課長	係長	係	
決裁年月日					課決裁					
依頼課決裁	町長	副町長	課長	係長	係	合議				
依頼課・係名			課 係							
依頼課長命										
放送範囲	・海岸地区一帯      ・霧多布地区      ・新川、暮帰別、仲の浜 ・琵琶瀬地区      ・散布地区      ・榑町地区 ・奔幌戸地区      ・貫人、恵茶人地区 ・その他（      ）									
通信希望月日						通信月日				

注意事項	1	通信を希望する日の3日前までに管理責任者に原稿を提出して下さい。	処 理 事 項	通信番号	
	2	依頼者は、この依頼書の太枠内の必要事項のみ記入して下さい。		収録原稿作成	確認
	3	この依頼書は、各課で作成し決裁後総務課長まで提出して下さい。		通信収録済	確認

浜中町防災行政無線通信（放送）文

表 題	
-----	--

通 信（放 送）依 頼 原 稿

《例》平常時「こちら防災浜中 1～2回・・・通信内容・・・以上で終わります。

こちら防災浜中 1回」

災害時「こちら防災浜中 1～2回・・・災害に関する通信内容・・・以上で  
終わります。こちら防災浜中 1回」

## 浜中町防災行政無線戸別受信機貸付及び管理規則

平成16年 6 月30日

規則第27号

改正 平成19年 3 月30日規則第13号

平成20年 3 月25日規則第30号

平成27年12月31日規則第27号

(目的)

第1条 この規則は、浜中町防災行政無線戸別受信機（以下「戸別受信機」という。）の貸付及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置場所)

第2条 迅速かつ的確な情報伝達を図るため戸別受信機を次の場所に戸別受信機を設置するものとする。

- (1) 住民基本台帳に登録されている世帯主（同居している世帯主は除く）が利用する住宅
- (2) 商店、事業所など居住地から離れ防災上町長が特に必要と認めた施設、建物
- (3) 公共施設
- (4) その他、町長が特に必要と認めた施設、建物

(貸付)

第3条 町長は、戸別受信機の設置を希望する町内に住所を有する世帯主に対し、戸別受信機1台を無償で貸付することができる。

2 戸別受信機の貸付を希望するものは浜中町防災行政無線戸別受信機貸付申請書（別記様式第1号）により町長に申請しなければならない。

(使用者の責務)

第4条 設置を受けた戸別受信機は最大の注意をもって使用するとともに、破損した場合には、使用者の責任において修復するものとする。ただし、使用者の責めに帰しがたいと認めるときは浜中町が負担する。

2 使用者は、設置を受けた戸別受信機が故障等で使用に耐えなくなったときは直ちに町長に報告するものとする。

3 戸別受信機の使用によって生じる電気使用料及び乾電池等の消耗品は使用者の負担とする。

(世帯の異動等の届出)

第5条 戸別受信機の貸付を受けたものが、次の各号の一に該当するときは、世帯の異動等に関する届出書（別記様式第2号）を町長に提出し、その戸別受信機の管理（返還）等について指示を受けるものとする。

- (1) 町外へ転出するとき
- (2) 町内で転居するとき
- (3) 世帯を合併・分離するとき

- (4) 世帯主を変更したとき
- (5) 戸別受信機を使用しなくなったとき
- (6) その他戸別受信機の設置場所を変更するとき  
(使用者の遵守事項)

第6条 使用者は、次の事項に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に善良な管理をもって使用すること。
- (2) 機器の異常を発見した時は、直ちに町長に届出ること。
- (3) 目的以外に使用しないこと。
- (4) 無断で他の者に譲渡若しくは転貸しないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第13号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日規則第30号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月31日規則第27号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

別記様式第 1 号

浜中町防災行政無線戸別受信機貸付申請書

平成 年 月 日

浜中町長 様

住 所  
申請者 氏 名  
個人番号

浜中町防災行政無線戸別受信機の貸付を申請します。

戸別受信機 台

決定欄

町長	副町長	課長	係長	係	合	議

平成 年 月 日  
防災対策室防災係

上記貸付を 決定 する。

## 浜中町防災行政無線戸別受信機取付確認及び借受書

平成 年 月 日

本日、浜中町防災行政無線戸別受信機の取付を確認し、借受をいたします。

戸別受信機	台	受信機 製造番号	
アンテナ	台	<input type="checkbox"/> ダイポール	<input type="checkbox"/> 八木型

住 所 浜中町

氏 名

電話番号

別記様式第 2 号

## 世帯の異動等に関する届出書

平成 年 月 日

浜中町長 様

住 所

申請者

氏 名

浜中町防災行政無線戸別受信機貸付及び管理規則第 5 条に基づき世帯の異動等を下記のとおり届け出ます。

## 記

受信機製造番号

異 動 の 種 類	変 更 前	変 更 後
1 転出		
2 町内転居		
3 世帯合併		
4 世帯分離		
5 世帯主変更		
6 その他		
( )		

## 北海道浜中町津波防災ステーション管理規則

平成11年4月1日規則第14号

改正

平成25年12月27日規則第23号

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 警戒態勢等（第3条－第5条）
- 第3章 施設の操作等（第6条－第9条）
- 第4章 雑則（第10条－第12条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この規則は、海岸法（昭和31年法律第101号）及び北海道と海岸保全施設に関する事務の事務委託に関する規約（昭和50年北海道告示第990号）に基づき、「北海道浜中町津波防災ステーション全体整備計画」により浜中町に設置された海岸保全施設（以下「施設」という。）の管理に関し必要な事項を定め、もって津波、高潮等による災害の発生を防止することを目的とする。

##### （町長の責務）

第2条 前条の目的を達するため、町長は、担当職員を指導監督し、この規則に定める必要な措置を講ずるものとする。

2 町長は、あらかじめ、町長が不在の場合の職務を代行する者を別に定めるものとする。

#### 第2章 警戒態勢等

##### （警戒態勢の発令）

第3条 当該地域が、次の各号に該当するとき町長は、直ちに警戒態勢を発令するものとする。

- （1） 気象庁が、津波又は高潮のいずれかの警報を発したとき。
- （2） 気象庁が、津波又は高潮のいずれかの注意報を発したときで、町長が必要と認めるとき。
- （3） 気象庁が、地震発生の発表をしたときで、町長が必要と認めるとき。
- （4） 前各号のほか、町長が必要と認めるとき。

##### （警戒態勢における措置）

第4条 町長は、警戒態勢時における、施設の操作に備えて、すみやかに必要な措置を講ずるものとする。

##### （警戒態勢の解除）

第5条 町長は、第3条各号に掲げる事態が解消したときは、安全を確認のうえ警戒態勢を解除するものとする。

#### 第3章 施設の操作等

##### （施設の操作）

第6条 町長は、警戒態勢時にあつては、別表に定めるところにより施設の操作を行うものとする。



(操作の特例)

第7条 町長は、事故その他の緊急事態でやむを得ない事由があるときは、前条の規定に関わらず、施設を操作することができる。

(通報及び警告等)

第8条 町長は、施設の操作の実施について、すみやかに関係機関に通報等をするものとする。

2 町長は、施設の操作により、付近の船舶、車両等に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、その旨を警告するものとする。

(操作に関する記録)

第9条 町長は、施設の操作を行ったときは、必要な事項を記録し、保存するものとする。

#### 第4章 雑則

(点検及び整備)

第10条 町長は、施設を良好に維持するため、施設及び施設の操作に必要な機械、器具等について、点検及び整備を行うものとする。

2 町長は、前項の点検及び整備のため必要と認める場合は、第6条の規定に関わらず施設を操作することができる。

(気象及び水象の観測)

第11条 町長は、日常の気象及び水象について、定期観測を行うものとする。

(細則)

第12条 この規則に定めるほか、施設の管理上必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月27日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 別表（第 6 条関係）

施設名	所在地	操作基準
霧多布港陸こう ① 〔所管 国土交通省 管理者 浜中町〕	浜中町霧多布	当該区域に係る気象庁の発令内容による操作区分 1 気象庁が、津波警報を発したときは、操作を開始し、閉鎖する。 2 気象庁が、地震発生の発表をしたときで、津波の来襲等の恐れがあると判断したときは、操作を開始し、閉鎖する。 3 気象庁が、高潮警報、津波又は高潮注意報を発し、必要と認めたときは、操作を開始し、閉鎖する。 4 気象庁が、上記警報、注意報を発しない場合でも、津波の来襲等の恐れがあると判断したときは、操作を開始し、閉鎖する。 5 警戒態勢を解除し、安全を確認したときは、操作を開始し、開放する。 6 水門閉鎖に伴い、河川内水位の上昇が生じ、氾濫の恐れがあると判断したときは、津波等の影響による侵入水が生じないことを確認の上、水門の開度を内水位と一致する高さまで、開くことができるものとし、内水位の観測を継続するものとする。
霧多布港陸こう ② 〔所管 国土交通省 管理者 浜中町〕	浜中町霧多布	
霧多布港陸こう ③ 〔所管 国土交通省 管理者 浜中町〕	浜中町霧多布	
霧多布港陸こう ④ 〔所管 国土交通省 管理者 浜中町〕	浜中町霧多布	
霧多布港陸こう ⑤ 〔所管 国土交通省 管理者 浜中町〕	浜中町霧多布	
琵琶瀬川水門 〔所管 水産庁 管理者 北海道〕	浜中町琵琶瀬	
奔幌戸川水門 〔所管 水産庁 管理者 北海道〕	浜中町奔幌戸	
羨古丹川水門 〔所管 水産庁 管理者 北海道〕	浜中町羨古丹	
新川水門 〔所管 国土交通省 管理者 北海道〕	浜中町新川	

## 浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和59年6月25日  
条例第6号

改正

平成3年12月18日条例第29号  
平成23年12月9日条例第14号

浜中町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和52年条例第14号）の全部を改正する。

### 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号、以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号、以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- （1）災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- （2）町民 災害により被害を受けた当時、本町の区域内に住所を有した者をいう。

### 第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- （1）死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ）を先にし、その他の遺族を後にする。
- （2）前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

イ 配偶者

ロ 子

ハ 父母

ニ 孫

ホ 祖父母

- （3）死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

資料7 浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難たいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。

ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規定で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

資料7 浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ハ 住居が半壊した場合 270万円

ニ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

ロ 住居が半壊した場合 170万円

ハ 住居が全壊した場合（ニの場合を除く。） 250万円

ニ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

（利率）

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還（又は、半年賦償還）とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

（規則への委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年の災害から適用する。

附 則（平成3年12月18日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成23年12月9日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

## 浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和59年 6 月30日

規則第 5 号

改正

平成 9 年 7 月10日規則第35号

浜中町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例施行規則（昭和52年規則第2号）の全部を改正する。

### 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和59年条例第 6 号、以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第 2 条 町長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- （1） 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- （2） 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡状況
- （3） 死亡者の遺族に関する事項
- （4） 支給の制限に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第 3 条 町長は、町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

### 第 3 章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第 4 条 町長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- （1） 障害者の氏名、性別、生年月日
- （2） 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
- （3） 障害の種類及び程度に関する事項
- （4） 支給の制限に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第 5 条 町長は、町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた町民に対し、負傷し又は疾病にかかつた他の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 町長は、障害者に対し法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別紙様式第 1 号）を提出させるものとする。

### 第 4 章 災害援護資金の貸付け

（借入の申込）

第 6 条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別紙様式第 2 号）

を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害の受けた日の属する前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときはすみやかに、その内容を検討のうえ当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について、調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（別紙様式第3号）を、借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して資金の貸付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書（別紙第4号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者はすみやかに保証人の連署した借用書（別紙様式第5号）に資金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別紙様式第6号）を町長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条 借受人は償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間、その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第7号）を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（別紙様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別紙様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（別紙様式第10号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書（別紙様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは違約金支払免除不承認通知書（別紙様式第12号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第13号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別紙様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは償還免除不承認通知書（別紙様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に変更を生じたときは、借受人はすみやかにその旨を町長に氏名等変更届（別紙様式第16号）を提出しなければならない。ただし借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代つてその旨を届け出るものとする。

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年7月10日規則第35号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、平成10年3月31日までの間使用することを妨げない。



## 浜中町災害見舞金等支給規則

昭和52年 4月 1日  
規則第 1号

改正

昭和63年11月 1日規則第12号  
平成 2年 5月 1日規則第 6号  
平成 5年 2月 4日規則第 1号  
平成 6年11月 2日規則第19号  
平成10年 3月23日規則第 8号  
平成15年10月 8日規則第20号  
平成23年 3月30日規則第 2号  
平成24年 7月 9日規則第14号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浜中町内において災害を受けた者に対し、応急援護として災害見舞金等（以下「見舞金等」という。）を支給し、町民の福祉の増進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 火災又は暴風、豪雪、洪水、地震、高潮、津波、海難その他自然災害で、町長が認めたものをいう。
- (2) 建物 住宅及び牛馬等家畜の飼育に供している施設（以下「畜舎等」という。）若しくは海産物等の収納している施設（以下「漁舎等」という。）をいう。
- (3) 被害者 災害により被害を受けた者で、現に本町に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者をいう。

第 3 条 見舞金等は、次に掲げる被害者（第 1 号の場合は、その世帯主）又はその遺族若しくはその保護者に支給する。ただし、死亡した場合は弔慰金として支給する。

- (1) 災害により建物が焼失、損壊、流失、浸水等の被害を受けた世帯
- (2) 災害により死亡した者
- (3) 災害による負傷のため10日以上入院治療をした者

(支給の認定)

第 4 条 町長は、被害の状況等を調査し、見舞金等の支給の可否を認定する。

(見舞金等の額)

第 5 条 見舞金等の額は、別表のとおりとする。

(適用除外)

第 6 条 見舞金等は、被害者が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたときはこれを支給しない。

2 死亡に係る見舞金等は、浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和59年浜中町条例第 6 号）による災害弔慰金の支給をうけたときはこれを支給しない。

附 則

この規則は、昭和52年 4月 1日から施行する。

附 則（昭和63年11月 1日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和63年11月 1日から適用する。

附 則（平成 2年 5月 1日規則第 6号）

この規則は、平成 2年 5月 1日から施行する。

資料9 浜中町災害見舞金等支給規則

附 則（平成5年2月4日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年11月2日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月23日規則第8号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成15年10月8日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月30日規則第2号）

この規則は、平成23年3月30日から施行する。

附 則（平成24年7月9日規則第14号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

別表第1

被害の区分		支給区分	金額	
			単身の世帯	2人以上の世帯
住宅被害	全焼、全壊、流失、埋没	1世帯につき	円 50,000	円 100,000
	半焼、半壊、半流失、半埋没、床上浸水	1世帯につき	円 20,000	円 50,000
死亡		1人につき	円 100,000	
負傷 (10日以上入院治療)		1人につき	円 20,000	
船舶 漁舎等 (倉庫、 乾燥機小 屋)被害 蓄舎等 (牛舎、 草舎、農 機具庫)	全焼、全壊、流失、埋没	1棟 (1隻) につき	円 50,000	
	半焼、半壊、半流失、半埋没	1棟 (1隻) につき	円 20,000	

別表第2

平成5年1月15日発生 of 釧路沖地震に係る見舞金

被害区分	支給区分	金額	
		単身世帯	2人以上の世帯
建物	被害額100万以上	20,000円	30,000円
負傷 (1人につき)	10日以上 of 入院	50,000円	
	10日未満 of 入院	30,000円	
	1カ月以上 of 通院	50,000円	
	1週間以上 of 通院	20,000円	
	1週間未満 of 通院	10,000円	

別表第3

平成6年10月4日発生 of 北海道東方沖地震に係る見舞金

被害区分	支給区分	金額	
		単身世帯	2人以上の世帯
建物	被害額100万円以上	20,000円	30,000円
負傷 (1人につき)	10日以上 of 入院	50,000円	
	10日未満 of 入院	30,000円	
	1カ月以上 of 通院	50,000円	
	1週間以上 of 通院	20,000円	
	1週間未満 of 通院	10,000円	

別表第4

平成15年9月26日発生 of 平成15年十勝沖地震に係る見舞金

被害区分	支給区分	金額	
		単身世帯	2人以上世帯
建物	被害額100万円以上	20,000円	30,000円
負傷 (一人につき)	10日以上 of 入院	50,000円	
	10日未満 of 入院	30,000円	
	1カ月以上 of 通院	50,000円	
	1週間以上 of 通院	20,000円	
	1週間未満 of 通院	10,000円	

別表第4

平成23年3月11日発生 of 東北地方太平洋沖地震に係る見舞金

支給区分	金額
被害額100万円以上	50,000円
被害額10万円以上 100万円未満	20,000円

**災害危険区域内の建築制限条例**

昭和35年 9 月 28 日

条例第20号

(趣旨)

第1条 建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条の規定による災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築の制限は、この条例の定めるところによる。

(災害危険区域の指定)

第2条 建築基準法第39条第1項の規定による災害危険区域として次の区域を指定する。

霧多布、新川、暮帰別及び榊町の区域のうち、国又は、地方公共団体の築造する防潮堤及び防潮堤築造予定線からそれぞれ海面までの地域

(建築物の建築の制限)

第3条 災害危険区域内においては住居の用に供す建築物は建築してはならない。但し、次の各号に掲げる建築物については、この限りでない。

- (1) 季節的な仮設のもの
- (2) 主要構造部(屋根及び階段を除く)を鉄筋コンクリート造又は、これに準ずる構造とするもの
- (3) 基礎コンクリートとし、その高さを防潮堤の高さと同等以上とするもの
- (4) 地盤面の高さを防潮堤の高さと同等以上とした地盤に建築するもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。